毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集 九州凸版印刷株式会社

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

第

令 和 年

)

九 号 曜

七

月

+

日

第二十五号様式の次に次の一様式を加える。

三 会計監査人就任(退任)届(第二十五号様式の二)

水

に改正する。 第十九条に次の一号を加える。

H 大分県農業協同組合法施行細則(昭和五十四年大分県規則第三十六号)の一部を次のよう

瀬 勝

貞

大分県知事

広

大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

○規

則

令和二年二月十二日

令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金基礎額調整係数……三

落札者等の公示(三件)……………………………………………………………………

茁 五

告

令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金所得係数…………三

令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金所得係数…二 令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金基礎額調整係数…………… 令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金所得係数…………………… 示

目

次

規

則

令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金基礎額調

大分県規則第七号

令和二年二月十二日

大分県報

(規則

第25号様式の2(第19条関係)

会計監査人就任(退任)

併

Ш

大分県知事 礟

所名 在

届出者 代表者の職 菸

及び氏名

픕

り届け出ます。 下記のとおり会計監査人が就任(退任)したので、農業協同組合法第97条の規定によ

뺍

(就任)

	会計監査人の氏名(法人にあつては、その名称)	就任年月日
_		

(退任)

会計監査人の氏名(法人にあつては、その名称)
退任年月日

(添付書類)

- 就任又は退任についての議決をした総会(総代会)の議事録の謄本又は抄本
- その他参考となるべき事項を記載した書類

0

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

〇 告

示

大分県告示第七十号

○とした。 四条の規定により読み替えられた同令第九条第五項の規定により、大分県国民健康保険条例 民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金所得係数を○・七一五九九四四六九一二七 (平成二十九年大分県条例第三十八号)第十三条第一項で定める基準に従い、令和二年度国 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)附則第

令和二年二月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県告示第七十一号

数とし、その数は○・八六七○四○一九二○七○三とした。 率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一号)第十条第一項第一号の規定による 調整係数は、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料 第八項の規定により、令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金基礎額 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第九条

令和二年二月十二日

広 瀬 勝

貞

大分県知事

大分県告示第七十二号

二三八九八三八九とした。 民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金所得係数を〇・七二五一五 四条の規定により読み替えられた同令第十条第三項の規定により、大分県国民健康保険条例 (平成二十九年大分県条例第三十八号)第十七条第一項で定める基準に従い、令和二年度国 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)附則第

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第七十三号 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第十条 指定年月日 種 類 題 名

及び標準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一号)第十六条第 等納付金基礎額調整係数は、 第六項の規定により、 号の規定による数とし、その数は○・九九九九九九九九八四四五一とした。 令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金 国民健康保険保険給付費等交付金、 国民健康保険事業費納付金 一項第

令二・

・二九

映

画

絶倫探偵

巨乳を追え!

オーピー映画

又は配給社名 化 社 名

指

定 理

由

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

" " " "

痴漢最終電車

新東宝映画 オーピー映画 新東宝映画 オーピー映画 オーピー映画

"

愛人生活 きみとなら・・

喪服未亡人

危険な戯れ

情欲怪談

呪いの赤襦袢

|おそれがある。

激し、その健全

の性的感情を刺

著しく青少年

な育成を害する

女囚いけにえ調教

大分県告示第七十四号

護納付金納付金所得係数を○・六九二三三六○六一九四八四とした。 二十一条第一項で定める基準に従い、令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介 条第三項の規定により、 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第十一 大分県国民健康保険条例(平成二十九年大分県条例第三十八号)第

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬

勝

貞

大分県告示第七十五号

の規定による数とし、その数は○・九九九九九九九九五三五七六とした。 準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一号)第二十五条第一項第一号 金基礎額調整係数は、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標 条第六項の規定により、 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第十一 令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県告示第七十六号

な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、こ 次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全

令和二年二月十二日

れを有害興行に指定した。

広 瀬 勝

貞

大分県知事

大分県告示第七十七号

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の 同条第三項に

おいて準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年二月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

届出の概要

1

サンリブ明野 大規模小売店舗の名称及び所在地

大分市大字小池原字光恩寺千五百五十番地

外十四筆

届出者の氏名又は名称及び住所

2

株式会社サンリブ

代表取締役 佐 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更した事項

は代表者の氏名 変更前

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

株式会社マルショク

代表取締役 菊 池 俊 勝

大分市東春日町十三番十一号

令和二年二月十二日

大分県報 (告示)

 \equiv

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

4 変更の年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

平成二十九年九月一日外

<u>=</u> 届出年月日

令和元年十二月五日

1 縦覧期間

縦覧場所

に提出しなければならない。 「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第七十八号

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項に 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の

おいて準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年二月十二日

広 瀬 勝

届出の概要

マルショク津久見店

外六者

三 関係書類の縦覧

令和二年二月十二日から同年六月十二日まで

2

兀

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年六

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

大分県知事

大規模小売店舗の名称及び所在地

1

津久見市中央町七百六十番地の五十三

届出者の氏名又は名称及び住所

2

株式会社サンリブ

代表取締役 佐 秀

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3

変更した事項 **天規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって**

変更前 株式会社マルショ

は代表者の氏名

代表取締役 菊 池 俊

大分市東春日町十三番十一号

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外九者

変更の年月日

平成二十九年九月一日外

令和元年十二月五日

届出年月日

三 関係書類の縦覧

1

縦覧期間

令和二年二月十二日から同年六月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年六

「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

に提出しなければならない。

貞

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

は、その旨を申し出ることができる。

保全課に備え置い次のように道路の	工木建築部道路の規定により、	一大分県+	に供する。面は、令和二年二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いる。和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の八十二号	て一般の縦覧に供する。 で一般の縦覧に供する。 で一般の関係図面は、今日で開始する。	二 〇 五 ·	二六·七 八 八	前	一七地先まで 佐伯市鶴見大字丹賀浦字ワルサ三番 一番八〇から	佐伯市鶴見大字四 佐伯市鶴見大字四 佐伯市鶴見大字四 佐伯市鶴見大字四	
>		}							一番一七まで	
令二· 二·一二		ハー八二番	佐伯市大字木立字築良田六一八一番三まで佐伯市大字木立字築良田六一八二番二から	県道色宮港木立線	九六〇・〇	五三 	後	豊後大野市三重町芦刈字津留前四八三番三三から豊後大野市三重町赤嶺字大原一一五	豊後大野市三重町芦刈字津留三番三三から豊後大野市三重町赤嶺字大原	- - - - /
令二・ 二・一二	四まで先	中津浦八四	佐伯市鶴見大字中越浦字中津浦八四番から	马克林鲁河在山寨	九六〇・〇	八二 八二 五	前	一番八九まで豊後大野市三重町芦刈字津留前四八	豊後大野市三重町	二六号四十二十分
令二・ 二・一二		ソルサ三番	佐伯市鶴見大字丹賀浦字ワルサ三番一七までがら	長宜尾等有左白泉	メートル	コト・ニートル		可赤嶺字大原一 一五	三番三三也たから豊後大野市三重町赤嶺字大原一	
		上河内!	佐伯市鶴見大字丹賀浦字土上河内三一番八○		延長	敷地の幅員	前後別	間	X	及び路線名
供用開始年月日		区間	供用開始	道路の種類及び路線名			区域変更			道路の種類
勝貞	広	大分県知事	大分詞 大分詞		勝 貞 -	広瀬	大分県知事	大分		
				令和二年二月十二日					令和二年二月十二日	
「保全課に備え置い	土木建築部道路	直大 分県上	-	に供す	全課に備え置い	·木建築部道路保	間大分県土	ふ。 令和二年二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置	供は、	て一般の縦覧に供するの関係図面は、
次のように道路の	の規定により、	余第二項の		「る 和 / 「 。二 - 十 -	次のように道路の		条第一項の	域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、分県告示第八十号	ずる。	区域を変更する。
>		}							*	
三四:	一三・六五・六	後		番四まで	· = O	令 二· 一·		豊後大野市	区	明正土地改良区
		前	在自方鳥北スピロ戏前と中は前人は番一地先から	在自 5 高, 番一地先,	年月日	認可	地	所在	改良区名	土地
	八・九		さてどり 支指とり 性能 もこ		勝貞	広瀬	大分県知事	大分		
	八 ・ 五	後	一七まで佐伯市鶴見大字丹賀浦字ワルサ三番						令和二年二月十二日良区の定款変更を認可した。	良区の定款を
	五 四 · 三	<u> </u>	○から 鶴見大字丹賀浦字土上河内三	県道梶寄浦 一番八〇から 佐伯市鶴見大宮	り、次の土地改	三項の規定によ	第三十条第	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、分県告示第七十九号	法(昭和二十四年; 第七十九号	土地改良法(昭和二 大分県告示第七十九号

大分県報 (告示)

Ŧī.

六

				四落札者の氏名及び住所	四	のとおり落札者等について公示する。	次のとおり落札者等
				令和二年一月二十三日	}		{
				二 落札者を決定した日	三	日	令和元年十二月三日
				大分市大手町三丁目一番一号		告をした日	七 一般競争入札の公告をした日
				大分県会計管理局用度管財課			一般競争入札
				契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地		定した手続	六 契約の相手方を決定した手続
				二百十万千四百四十八キロワットアワー	む。)	二千八十六円(消費税及び地方消費税相当額を含む。	六千四百六十二万二千八十六円
				大分県二豊学園ほか六庁舎で使用する電気		(電気料金の見込金額)	五 落札金額(電気料
				一 落札に係る物品等の名称及び数量		目三番四号	大分市金池町二丁目三番四号
貞	勝	瀬	広	大分県知事		大分営業所 所長 近 藤 芳 史	九州電力株式会社大分営業所
				令和二年二月十二日		住所	四 落札者の氏名及び住所
				次のとおり落札者等について公示する。		三日	令和二年一月二十三日
			}	***************************************		日	三 落札者を決定した日
				令和元年十二月三日		目一番一号	大分市大手町三丁目一番一号
				七 一般競争入札の公告をした日	七	用度管財課	大分県会計管理局用度管財課
				一般競爭入札		を担当する部局の名称及び所在地	二 契約に関する事務を担当する部局
				ハ 契約の相手方を決定した手続	六	五百二十万六百十七キロワットアワー	五百二十万六百十
)	額を含む。	税相当然	五千百十四万九千八百五十三円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)		大分県庁舎本館及び新館で使用する電気	大分県庁舎本館及
				五 落札金額(電気料金の見込金額)	五.	の名称及び数量	一 落札に係る物品等の名称及び数量
				大分市金池町二丁目三番四号			
				九州電力株式会社大分営業所 所長 近 藤 芳 史	勝貞	大分県知事 広 瀬	
				四落札者の氏名及び住所	四四	日	令和二年二月十二日
				令和二年一月二十三日		のとおり落札者等について公示する。	次のとおり落札者等
					Ξ		
				大分市大手町三丁目一番一号		公告	
				大分県会計管理局用度管財課			
				三百四十五万千三百十キロワットアワー	令二· 二·一二	竹田市人住町大字仏原字人保ごれ三番三たで へ 竹田市久住町大字仏原字久保八三五番二から へ	県道庄内久住線
				大分県庁舎別館ほか二十四庁舎で使用する電気		-	
				一 落札に係る物品等の名称及び数量	供用開始年月日	供 用 開 始 区 間	道路の種類及び路線名
貞	勝	瀬	広	大分県知事	勝貞	大分県知事 広 瀬	
				令和二年二月十二日		日	令和二年二月十二日

		七		六		五		
令和二年二月十二日			一般競争入札	ハ 契約の相手方を決定した手続	三千四十七万五千三百十七円(消費税及び地方消費税相当額を		大分市金池町二丁目三番四号	九州電力株式会社大分営業所 所長 近 藤 芳 史
上日					含む。			
					°)			
大分県報 (公告)								
報 (公生								
<u>l</u>								
七								